

(案)

# 久喜市立図書館の基本的運営方針

久喜市教育委員会

# 目次

1	基本的運営方針の策定にあたって	□
(1)	策定の背景と趣旨	□
(2)	方針の位置付け	□
(3)	方針の期間	□
2	基本理念	□
(1)	基本的運営方針の構成	□
(2)	基本方針の取り組み	□
3	基本的運営方針の実現に向けて	□

## 資料編

1	久喜市立図書館アンケート結果	□
2	乳幼児保護者アンケート結果	□
3	児童・生徒読書アンケート結果	□
4	基本的運営方針策定の経緯	□
5	久喜市立図書館運営審議会委員名簿	□

# 1 基本的運営方針の策定にあたって

## (1) 策定の背景と趣旨

図書館法第18条に基づき、平成13年に文部科学省より示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、久喜市教育委員会では平成24年度に「久喜市立図書館サービス基本計画」を策定しました。この計画では、レファレンスなどの課題解決型サービスの充実、小・中学校図書館との連携機能強化と学校や教職員への支援及び、ICT\*を導入した高度な情報提供の推進等を掲げ、事業を推進してきました。

また、平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、それに基づき、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、埼玉県は平成16年に「埼玉県子供読書活動推進計画」をそれぞれ策定しました。これを受け、平成18年度に旧久喜市で「久喜市子ども読書活動推進計画」を策定し、合併後も第2次、第3次と策定してきた計画に基づき、久喜市のすべての子どもが、あらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書の機会提供と環境整備を進めてきました。

これら2つの計画に基づいて、子どもから大人まですべての世代を対象に、久喜市の読書環境の充実や情報拠点施設としての図書館整備に向けて取り組んできたところです。

しかしこの間に、人口減少、高齢化やグローバル化のほか、様々な分野で急速に進展する技術革新などにより、図書館をめぐる環境は大きく変わってきました。また、開館日数の拡大と利用時間の延長や、事業の充実、司書の安定的確保などを目指し、平成31年4月から市立図書館4館すべてに指定管理者制度\*が導入されました。

これらの市立図書館を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和2年度をもって計画期間が終了となる「久喜市立図書館サービス基本計画」及び「久喜市子ども読書活動推進計画（第3次）」について、2つの計画を一本化し、指定管理者の豊富なノウハウを活かした図書館運営を行う際に指針とすることができるよう、新たに「久喜市立図書館の基本的運営方針」を策定するものです。

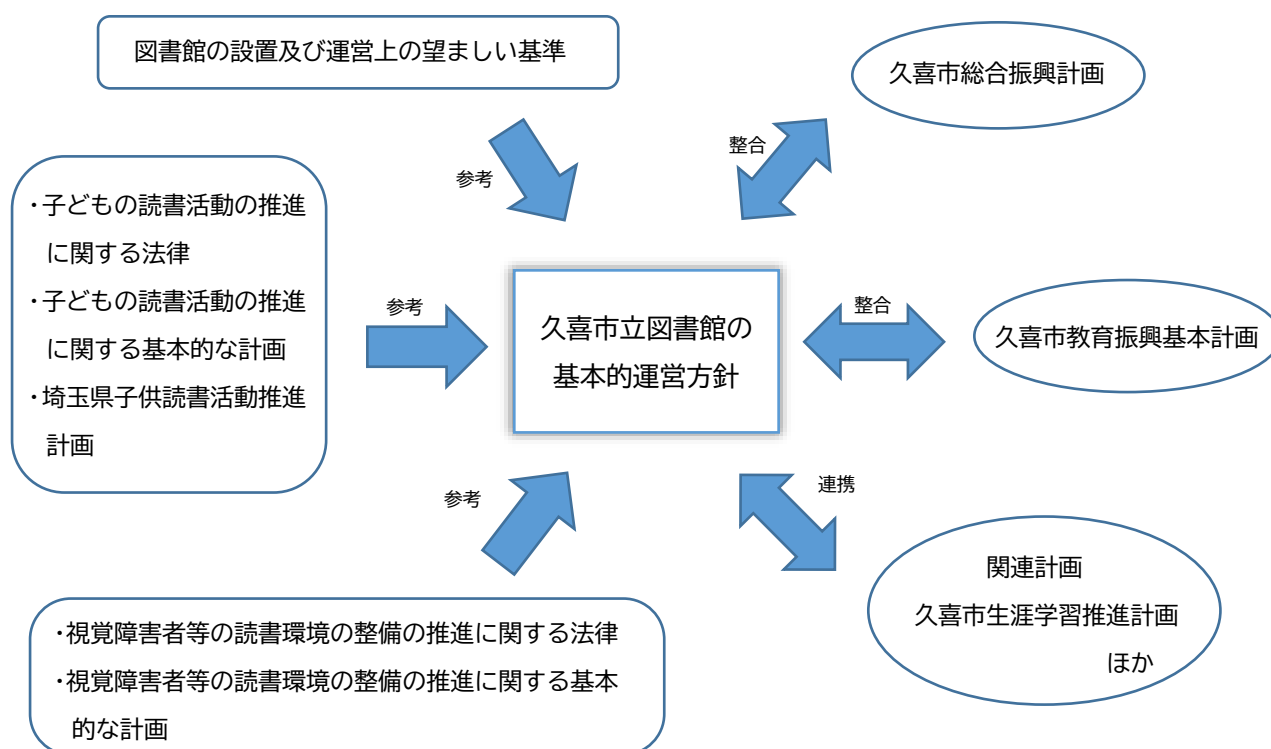
---

\*ICT (Information and Communication Technology)：情報通信技術。IT (Information Technology) は情報技術のことだが、これに通信技術 (Communication Technology) を加えたもの。

\*指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた。

## (2) 方針の位置付け

- ・この方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、本市の図書館サービスの基本的な方向性を定めた方針として策定するものです。
- ・この方針は、「久喜市総合振興計画」や「久喜市教育振興基本計画」「久喜市生涯学習推進計画」など、関連する計画等との整合や連携を図るものとします。
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく、「市町村子ども読書活動推進計画」を含む方針とします。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を踏まえ、障がい者に配慮した方針とします。



## (3) 方針の期間

方針の期間は令和3年度から令和7年度の5年間とし、社会情勢の変化を踏まえ、必要になった場合は適宜見直しを行っていくものとします。

## 2 基本理念

### (1) 基本的運営方針の構成

#### 〈基本理念〉

久喜市の教育方針「心豊かな人材をはぐくみ、郷土の歴史文化を大切にすまち」のもとに掲げられた重点政策「豊かな生き方を築く生涯学習の推進」を受け、この方針では、図書館の使命を、市民にとって必要な生涯学習情報を提供する拠点施設として、基本理念を次のとおりとします。

**市民の暮らしに役立つ、市民に身近な図書館**

#### 〈基本理念の実現に向けた基本方針〉

#### 方針1 市民に伝える図書館

多様な資料や情報を積極的に収集し、市民に分かりやすい情報を提供します。

#### 方針2 市民を支える図書館

市民が生活する上で必要な情報を適切な方法で提供し、様々な相談や課題を解決できる情報拠点を目指します。

#### 方針3 市民が集う図書館

久喜市に住み、働き、学び、活動する多様な人々が、それぞれの目的に応じ図書館を活用できるように支援します。

#### 方針4 子どもの成長を応援する図書館

子どもの成長過程に応じたサービスを提供することで、子どもの読書環境の充実と活動支援をします。

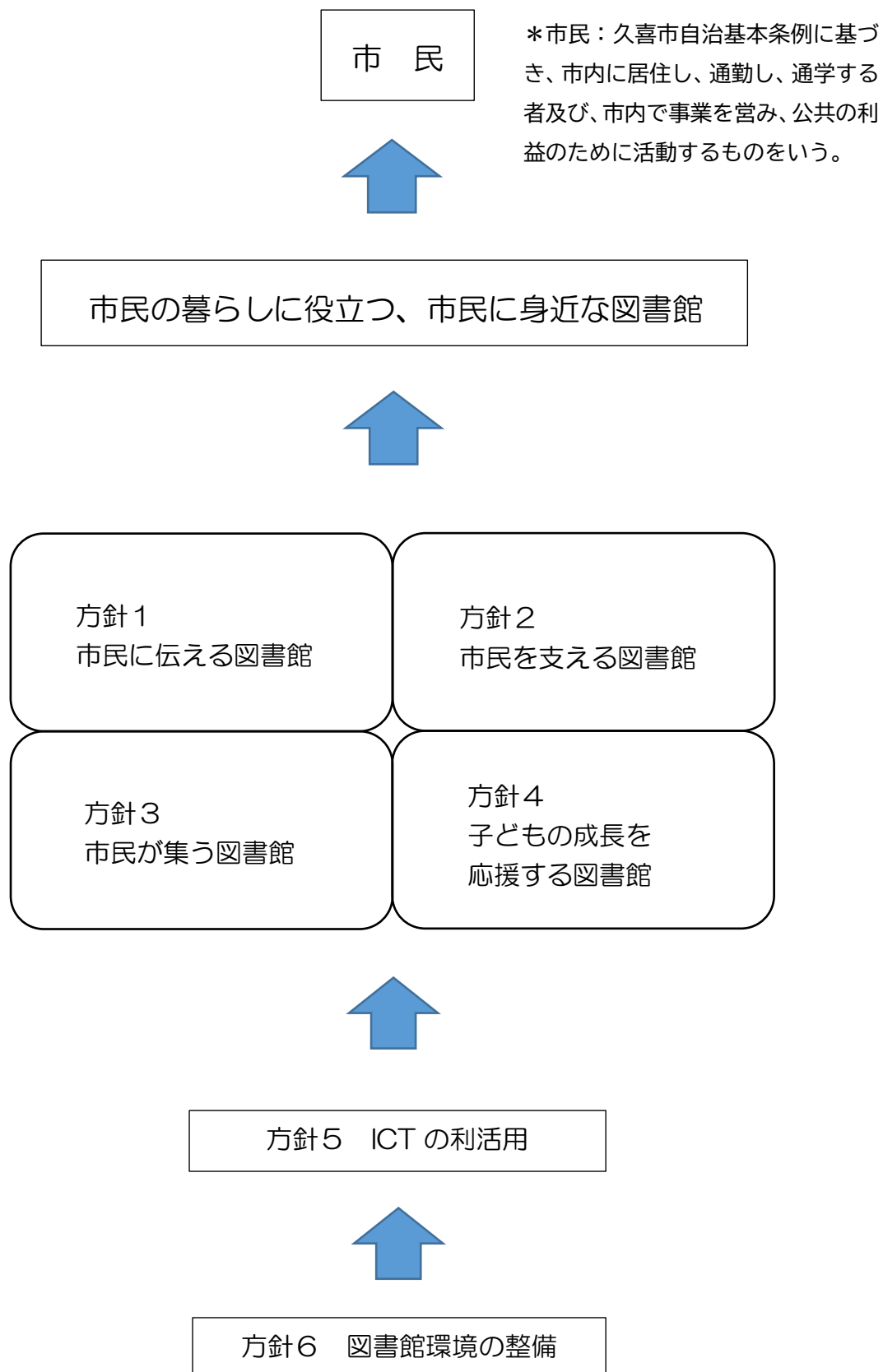
#### 方針5 ICTの利活用

情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう設備を充実させ、ICTのさらなる活用を進めます。

#### 方針6 図書館環境の整備

計画的な修繕をしていくことで継続的に施設を使用していきます。また、より利用しやすい図書館づくりを行います。

〈基本的運営方針のイメージ〉



## (2) 基本方針の取り組み

### 方針1 市民に伝える図書館

多様な資料や情報を積極的に収集し、市民に分かりやすい情報を提供します。

#### ◆資料の充実

- ・利用者ニーズに応えた図書資料や視聴覚資料等のデジタル資料を収集します。また、各図書館の地域的特徴を考慮しながら、質・量ともにバランスのとれた蔵書構成とします。

#### ◆郷土資料の充実

- ・埼玉県内の関係資料、久喜市の関係資料、久喜市ゆかりの著作物の収集に努めます。

#### ◆行政資料の収集

- ・庁内各部課と連携し、庁内各部課が発行する資料の収集と保管に努めます。

#### ◆他自治体図書館等との連携

- ・市立図書館で所蔵していない資料については、他の自治体等と連携し、資料を取り寄せて提供します。

### 方針2 市民を支える図書館

市民が生活する上で必要な情報を適切な方法で提供し、様々な相談や課題を解決できる情報拠点を目指します。

#### ◆課題解決型支援の充実

- ・レファレンス\*サービスを強化します。
- ・医療・健康、子育て、教育、福祉などの資料収集や情報提供を行うなど、生活支援サービスを強化します。

#### ◆高齢者・障がい者・外国人に対する支援

- ・市内の高齢者施設等との連携も含め、高齢者サービスの充実に努めます。
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の制定を受け、障がい者サービスの充実に努めるとともに、ボランティアの育成や県立図書館との連携に努めます。
- ・外国語資料や日本語学習を支援する資料の収集を行います。

#### ◆市内で活動する人、団体、企業等の活動支援

- ・多様な利用者及び市民の利用を促進するため、市民ニーズを把握し、ビジネス情報サービスの充実に努めるとともに、様々な方への活動を支援します。

---

\*レファレンス：図書館利用者の調査・研究のために必要な情報や資料などの求めに応じ、図書館員が資料を検索し、情報や資料の提供・回答を行うこと。

### 方針3 市民が集う図書館

久喜市に住み、働き、学び、活動する多様な人々が、それぞれの目的に応じ図書館を活用できるように支援します。

#### ◆魅力ある事業の実施

- ・市民のニーズに的確に対応したイベントを開催します。
- ・魅力あるイベントのPRを行い、新たな図書館利用者の開拓に努めます。

#### ◆多様な学習機会の提供

- ・市民の自主的、自発的な学習活動の材料と場所を提供します。

#### ◆市民との協働

- ・ボランティア団体等に活動の機会や情報を提供していくとともに、行事の企画運営などを通して協力体制を築き、活動を支援します。

### 方針4 子どもの成長を応援する図書館

子どもの成長過程に応じたサービスを提供することで、子どもの読書環境の充実と活動支援をします。

#### ◆子どもたちの読書環境の充実

- ・図書館、家庭、学校、子育て関連施設など、子どもたちが本に触れ、本に親しむ環境を整備し、拡充していきます。

#### ◆子どもたちの読書活動への支援

- ・乳幼児期、幼児期、学童期、少年期、青年期と子どもの成長過程に適した、読書活動に係る各種事業を実施・開催していきます。

#### ◆学校等との連携

- ・学校図書館担当者や学校図書館ボランティア等との連携を図り支援するとともに、学校や子育て関連施設等への団体貸出を充実させます。



## 方針5 ICTの利活用

情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう設備を充実させ、ICTのさらなる活用を進めます。

### ◆市民への情報発信

- ・ホームページの内容を充実させるとともに、身近なSNS\*の活用を進めます。

### ◆インターネット利用環境の整備

- ・利用者が館内でインターネットを利用できる機器を設置します。

### ◆データベースを利用した情報検索

- ・商用データベース\*の利用促進や地域資料の電子化を進めます。

### ◆久喜市電子図書館\*の充実

- ・非来館型のサービスとして利用者への周知をより一層図るとともに、積極的に電子資料を収集し、電子図書館を充実させます。

## 方針6 図書館環境の整備

計画的な修繕をしていくことで継続的に施設を使用していきます。また、より快適で利用しやすい図書館づくりを行います。

### ◆施設・設備の改修

- ・修繕箇所を把握し、計画的に改修や修繕を行い、利用者の安全と利便性を確保します。

### ◆管理運営体制の確認

- ・指定管理者は効果的効率的な管理運営を行い、教育委員会はこれを管理・監督します。

### ◆多様な読書環境の整備

- ・非来館型サービスの充実を含め、多様な視点から図書館の空白地帯の解消を目指します。

### ◆職員の資質・能力の向上

- ・接遇力や専門性の高い業務上必要な知識力の向上に努め、質の高いサービスを提供します。

### ◆探しやすい資料配置

- ・利用者が求める資料までスムーズにたどり着けるよう、書架サインや案内表示、書架配置を工夫します。

---

\*SNS (Social Networking Service)：インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。

\*商用データベース：インターネット上で提供される企業等が構築した有料のデータベースのこと。

\*電子図書館：電子書籍をインターネット上で貸出、閲覧するサービスのこと。

### 3 基本的運営方針の実現に向けて

この基本的運営方針は久喜市立図書館の目指すべき方向性を示したものであり、方針を達成させるためには、図書館の経営資源である施設と資料と職員とを最大限利用し、効果的、効率的にサービスを実施していく必要があります。また、本方針の実現に向けては、教育委員会、指定管理者、学校などの関係機関が連携して具体的な取組を推進していくことも重要です。

ついては、指定管理者は、この基本的運営方針に基づき、指定管理者が培ってきたノウハウを活かしながら、毎年事業計画を作成し、重点的に取り組む項目や達成目標とサービス水準を設定し、明らかにします。

そして、本方針のもと、図書館サービスが円滑に提供され、目標が達成されているか、指定管理者は各事業において、その取り組み内容や実績を把握し、評価を行うとともに、教育委員会及び教育委員会の附属機関である久喜市立図書館運営審議会に、報告、意見聴取を行っていくことで、基本的運営方針の効果的な推進を図ります。